

「第121回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

当社「第121回定時株主総会招集ご通知」の添付書類「株主総会参考書類」の記載内容の一部に誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

修正箇所（下線は修正箇所を示します。）

- 「第121回定時株主総会招集ご通知」の添付書類「株主総会参考書類」42ページ
第2号議案 取締役4名選任の件

【修正前】

ま ぶち しげ ふみ	2 間 渕 重 文	1959年9月21日生	所有する当社株式数： 5,300株	再 任
<p>■ 略歴、地位および担当</p> <p>1982年4月 丸紅株式会社入社 2006年4月 同社船舶部長 2011年4月 同社台湾会社社長 2015年4月 当社入社、執行役員待遇船舶海洋事業部営業本部副本部長 2016年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部副本部長 2018年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長 2019年4月 当社取締役常務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長 2020年4月 当社取締役専務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長(現)</p>		<p>■ 重要な兼職の状況</p> <p>なし</p> <p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、総合商社において船舶営業に長く携わり、その豊富な経験に基づき営業業務を中心に実績を重ねております。これらの経験、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。</p>		

【修正後】

ま ぶち しげ ふみ	2 間 渕 重 文	1959年9月21日生	所有する当社株式数： 5,300株	再 任
<p>■ 略歴、地位および担当</p> <p>1982年4月 丸紅株式会社入社 2006年4月 同社船舶部長 2011年4月 同社台湾会社社長 2015年4月 当社入社、執行役員待遇船舶海洋事業部営業本部副本部長 2016年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部副本部長 2018年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長 <u>2018年6月</u> <u>当社取締役執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長</u> 2019年4月 当社取締役常務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長 2020年4月 当社取締役専務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長(現)</p>		<p>■ 重要な兼職の状況</p> <p>なし</p> <p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、総合商社において船舶営業に長く携わり、その豊富な経験に基づき営業業務を中心に実績を重ねております。これらの経験、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。</p>		

2. 「第121回定時株主総会招集ご通知」の添付書類「株主総会参考書類」47ページ
第5号議案 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

【修正前】

当社は、2008年5月22日開催の当社取締役会において決議し、2008年6月26日開催の当社第109回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。また、その後は直近では2017年6月24日開催の第118回定時株主総会においても、株主の皆様から継続の承認をいただいております。

（中略）

1. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プランの目的）

当社は、2008年5月22日開催の当社取締役会において、下記（1）に記載のとおり「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決議いたしました。本議案は、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、直近では2017年6月24日開催の第118回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、その有効期間は本定時株主総会終結の時までとされておりますことから、本プランを更新することをお諮りするものであります。

（以下 省略）

【修正後】

当社は、2008年5月22日開催の当社取締役会において決議し、2008年6月26日開催の当社第109回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。また、その後は直近では2017年6月22日開催の第118回定時株主総会においても、株主の皆様から継続の承認をいただいております。

（中略）

1. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プランの目的）

当社は、2008年5月22日開催の当社取締役会において、下記（1）に記載のとおり「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決議いたしました。本議案は、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、直近では2017年6月22日開催の第118回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、その有効期間は本定時株主総会終結の時までとされておりますことから、本プランを更新することをお諮りするものであります。

（以下 省略）

3. 「第121回定時株主総会招集ご通知」の添付書類「株主総会参考書類」59ページ
第5号議案 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

2. 本プランの内容

（7）法令の改正等による修正

【修正前】

本プランで引用する法令の規定は、2017年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

【修正後】

本プランで引用する法令の規定は、2020年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

以 上